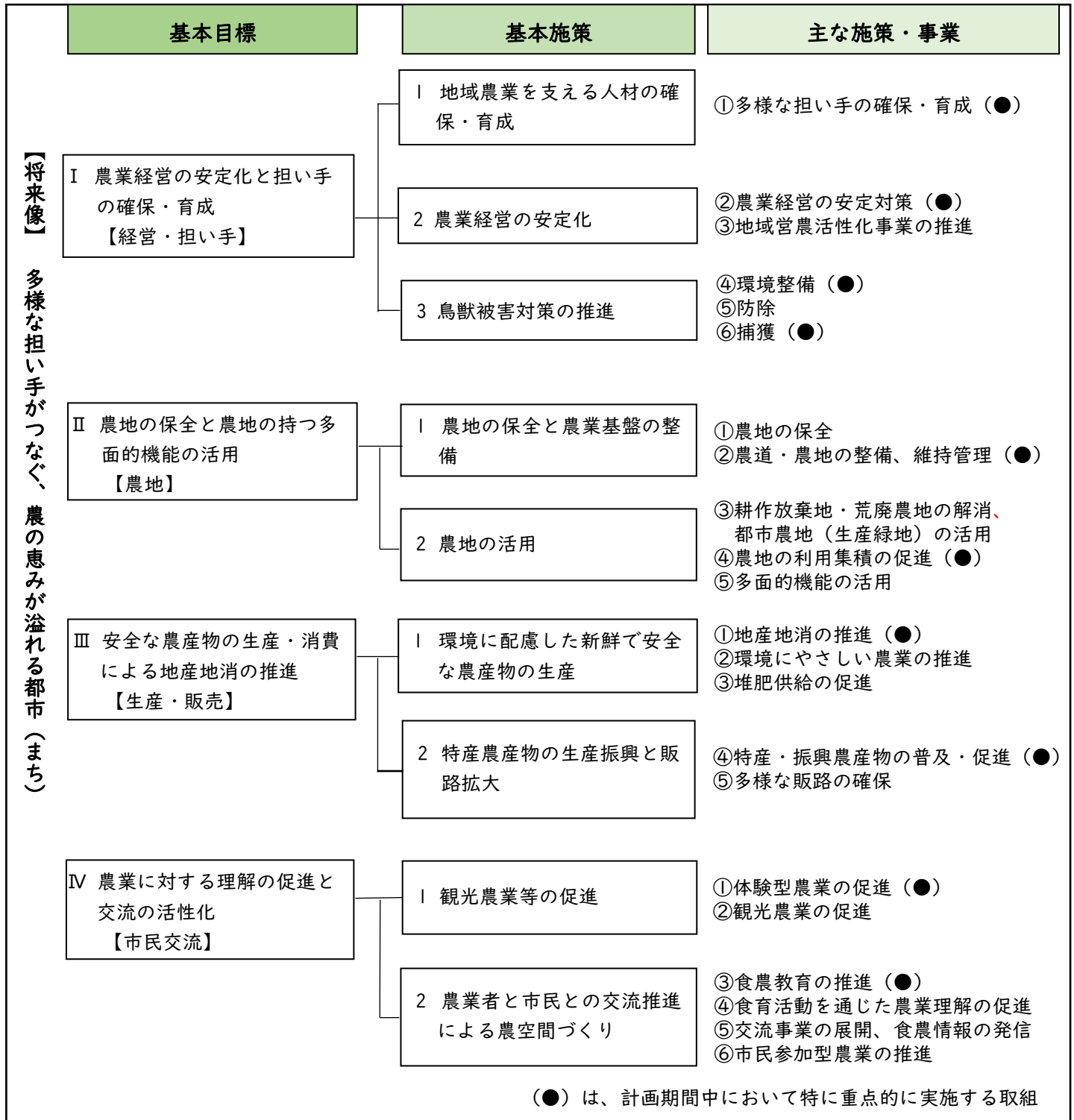


4 施策の展開

■ 体系図



■基本施策の展開の見方

「基本目標」に掲げる4つの分野に沿って、9つの基本施策及び22の「主な施策・事業」を設定し、具体的な施策の展開を図ります。

「主な施策・事業」は、「具体の取組」、「年度スケジュール」及び「推進主体」により構成しています。

○具体の取組

令和8年度から令和12年度までに取り組む内容を記述しています。

なお、複数の「主な施策・事業」にまたがる取組は、主たる施策・事業名を記述（○○の項に別掲）しています。

また、重点的に取り組む施策・事業は「●」、本計画において、新たに掲載した施策・事業（既に実施しているものを含む）は「★」で示しています。

○年度スケジュール

年度別の取組内容を「検討」、「着手」、「継続」、「中止」及び「完了」の中から選択しています。

○推進主体

農業者、市民、関係団体（農協、商工団体等）及び行政（秦野市、神奈川県等）に区分し、「中心的な推進主体に◎」及び「推進主体に○」を示しています。

■重点施策の見方

計画期間中において市が重点的に実施する取組を「重点施策・事業」として位置付け、令和12年度までに実現を目指す目標値を設定しています。

（例）

【重点施策・多様な担い手の確保と育成（認定農業者・新規就農者）】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
I	認定農業者数を増やします。	認定農業者数	84人	88人	90人

取組の内容

目標を管理する指標

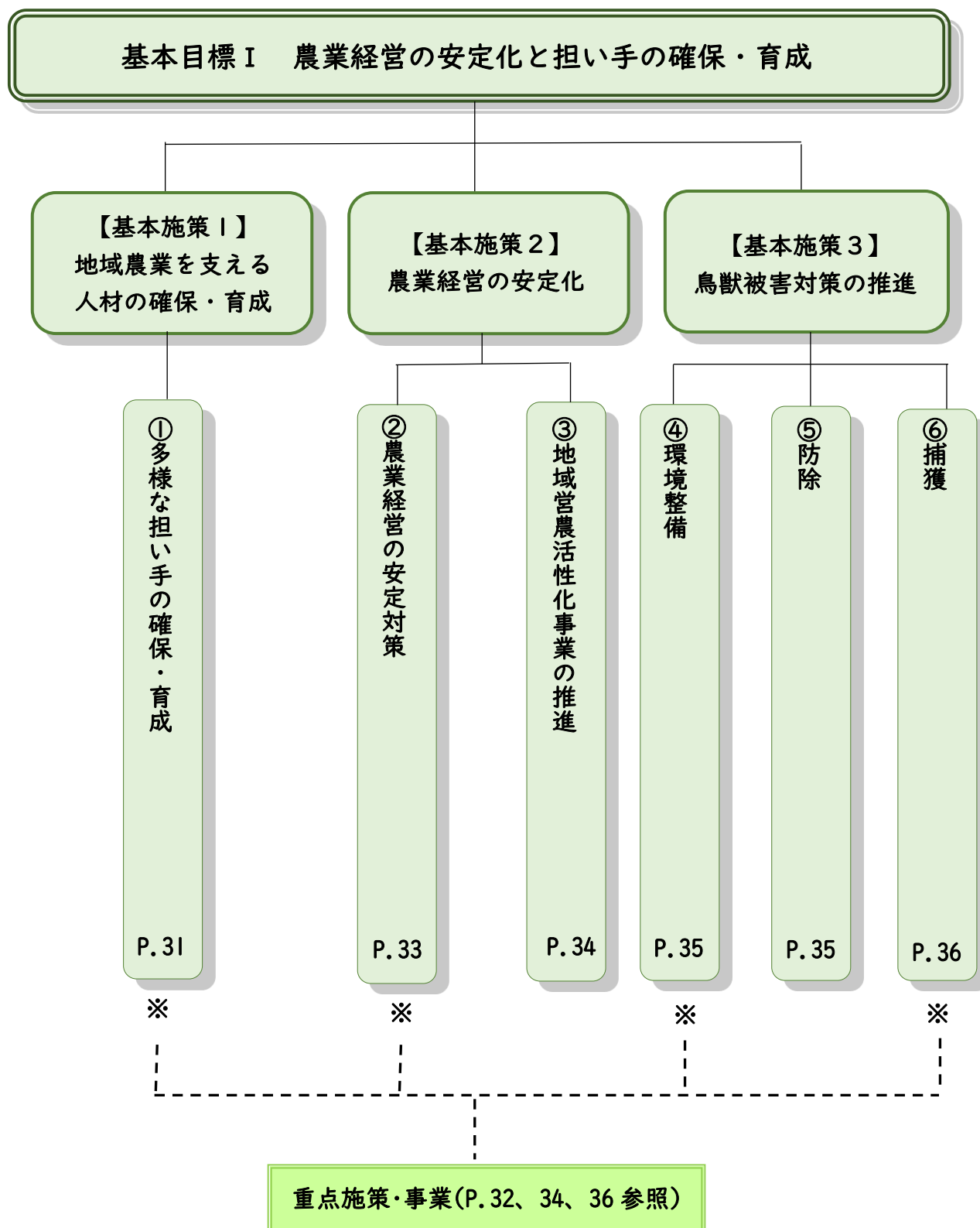
令和12年度までに実現を目指す目標値
目標値は、令和10年度の間
評価及び年度に達成状況等を
点検・評価します。

・ 目標設定一覧（計画期間：令和 8 年度～令和 12 年度）

No.	重点施策・事業名	指標名(定義等)	現状値 (R7.3)	目標値 (R13.3)	目標設定の考え方
基本目標Ⅰ：農業経営の安定化と担い手の確保・育成【経営・担い手】					
1	多様な担い手の確保・育成（中核的農業者）	認定農業者数	84人	90人	毎年、1人増を目標値として設定
2	多様な担い手の確保・育成（新たな担い手）	営農を継続している新規就農者数	100人	136人	はだの市民農業塾の新規就農コース修了者及び認定新規就農者で市内で農業を継続している人数を参考に、目標値として設定
3	農業経営の安定対策	認定農業者の経営改善計画の最終年度において期間における所得を維持、増加させた人数の割合	57%	80%	過去5年間の平均値（74.6%）を参考として、目標値を設定
4	環境整備	鳥獣被害対策重点取組地域数	12地域	18地域	市内全域で農業者、地域住民、行政が一体となって、鳥獣被害対策の支援する事業内容を鑑み、毎年、1地域の増を目標値として設定
5	捕獲	農家戸数に対するわな免許取得者数の割合	23.6%	26.4%	過去の実数の推移から令和3年度以降を推計し、6年で2%の増を目標値として設定
基本目標Ⅱ：農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用【農地】					
6	農道・農地の整備、維持管理	農道の整備延長	478m	748m	令和8年から5か年で5地区、全体延長250mの工事を計画し、各年度末における完成延長の累計を目標値として設定
7	農地の利用集積の促進	農業振興地域内の農用地に占める地域農業の担い手（地域計画掲載者）が耕作する農地の割合	14.3%	16.5%	年間の貸借のうち、地域計画に位置付ける農地の割合を3割として目標値を設定
基本目標Ⅲ：安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進【生産・販売】					
8	地産地消の推進	はだの産農産物応援サポーター協力事業所数	48店	54店	制度のPR等により新たな協力店の確保に努め、6店舗の増加を目標値として設定
9	特産・振興農産物の普及・促進	秦野落花生生産者支援事業補助対象者の作付面積	1,302a	1,302a	落花生の栽培面積は、年々減少傾向にあるが、生産量の維持を図ることを目標とする。そのため、数値目標として、令和6年度実績の維持を目標値として設定
基本目標Ⅳ：農業に対する理解の促進と交流の活性化【市民交流】					
10	体験型農業の促進	体験型農業入込客数	34,280人	36,600人	既存民間観光農園の入込客数の維持に加え、新たな農園の開設を支援するとともに、農園ハイク等の関係事業の充実により、5か年で約2,300人の増を目標値として設定
11	食農教育の推進	小学生・親子農業体験事業及び学校等における食農教育の実施回数	140回 (平均値)	140回	親子等を対象に実施する体験事業に加え、少子化や教職員数の不足の中でも、年間を通じて行われている園・小・中での食農教育の充実を働きかけ、令和6年度までの平均実施回数の維持を目標値として設定

基本目標Ⅰ 農業経営の安定化と担い手の確保・育成【経営・担い手】

■施策体系



基本施策Ⅰ 地域農業を支える人材の確保・育成

【基本方針】

本市の農業を牽引する中核的農業者の育成と経営の安定化を図るため、担い手支援組織を通じて認定農業者を支援します。

また、農業従事者の高齢化などによる担い手の減少に対応するため、「はだの都市農業支援センター」を主体に、「はだの市民農業塾」や地域農業者との連携による新たな担い手の育成を図るとともに、女性農業者の経営参画や起業化を促進します。

【主な施策・事業】

①多様な担い手の確保・育成（重点施策・事業）

(1) 中核的農業者（認定農業者、認定志向農業者等）

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●経営改善計画達成に向けた資本整備等に係る支援	継続	→	→	→	→	○		◎	◎
●新規認定農業者の確保(認定農業者制度の周知及び家族経営協定の締結)	継続	→	→	→	→	◎		○	○

(2) 新たな担い手（新規就農予定者、認定新規就農者、農業後継者、法人）

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●認定新規就農者の育成・経営安定化支援	継続	→	→	→	→	○		○	◎
●はだの市民農業塾(新規就農コース)の実施	継続	→	→	→	→	○	○	◎	◎
●新規就農希望者に対する研修受入れ及び就農後の技術サポート体制の整備	継続	→	→	→	→	◎			◎
●県普及指導員等と連携した就農相談、就農後指導及び巡回指導の実施	継続	→	→	→	→	◎		○	◎
農業後継者の育成支援	継続	→	→	→	→	○		◎	◎
法人の農業参入への支援	継続	→	→	→	→			○	◎
★セミファーマー（※1）の活用及び周知	継続	→	→	→	→		◎	○	◎

(3) 女性農業者

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
はだの市民農業塾（農産加工セミナー）の実施	継続	→	→	→	→	◎		◎	◎
新たな起業の促進と起業家への経営・技術面の支援（「特産・振興農産物の普及・促進(P.45)」の項に別掲）	継続	→	→	→	→	○		◎	◎
新たな農畜産物加工品の生産及び流通	継続	→	→	→	→	◎		○	○

(4) 定着新規就農者

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
各種制度資金の周知及び活用促進（「農業経営の安定対策（P.33）」の項に別掲）	継続	→	→	→	→	◎		◎	◎
★かながわ農業版MBA研修制度の周知	継続	→	→	→	→	◎		◎	◎
★経営の課題解決に向けた支援	検討	→	→	→	→	◎		○	○

【重点施策・多様な担い手の確保・育成（中核的農業者・新たな担い手）】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
1	認定農業者数を増やします。	認定農業者数	84人	88人	90人
2	中長期的に営農を継続できる新規就農者を増やします。	営農を継続している新規就農者数	100人	124人	136人

*1 セミファーマー…一定の農業知識や経験を持つ人をセミファーマーとして登録し、小規模な農地を借りて農業を始められるよう、都市住民の農業参入を促進する制度

基本施策2 農業経営の安定化

【基本方針】

農業経営の合理化や収益向上等の経営基盤の強化に取り組む経営体を支援をします。

また、地域の営農状況に応じた地域ぐるみの農業生産活動等を活性化するため、地域営農活性化事業を促進します。

【主な施策・事業】

②農業経営の安定対策（重点施策・事業）

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●農地利用集積の推進	継続	→	→	→	→	○		○	◎
●農業経営の合理化や収益向上に取り組む団体及び先進的な農業経営体の育成支援	継続	→	→	→	→	◎		○	◎
●農福連携、援農ボランティアの活用による労働力の確保 （「市民参加型農業の推進(P.51)」の項に別掲）	継続	→	→	→	→	○	○	◎	○
経営安定化と自給率向上の促進	継続	→	→	→	→	◎	○	◎	○
各種制度資金の周知及び活用促進 （「多様な担い手の確保・育成（P.32）」の項に別掲）	継続	→	→	→	→	◎		◎	◎
乳用子牛の育成預託による酪農経営の合理化及び安定化の促進	継続	→	→	→	→	◎		○	
畜産環境衛生対策の促進	継続	→	→	→	→	◎		○	◎
★スマート農業の実践	検討	→	→	→	→	◎		○	○

③地域営農活性化事業の推進

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
地区営農推進協議会及び集落座談会を通じた地域主体の営農環境の整備	継続	→				◎	◎	◎	◎
農業・農村が有する多面的機能(農地・水路及び農道)の維持・保全	継続	→				◎	◎		○
スクミリングガイ(ジャンボタニシ)対策の推進	継続	→				◎	○	○	○

【重点施策・農業経営の安定対策】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
3	認定農業者の経営改善を図ります。	認定農業者の経営改善計画において期間における所得を維持、増加させた人数の割合	57%	80%	80%



はだの市民農業塾

基本施策3 鳥獣被害対策の推進

【基本方針】

鳥獣被害は、農業経営の安定化を阻害する要因であるとともに、営農意欲の減退により荒廃・遊休農地が増加する要因となるため、ドローンを活用した鳥獣被害対策重点取組地域の指定や、箱わなやくくりわな等による駆除など、環境整備、防除、捕獲の三つの基本対策を農業者、地域住民、関係団体及び行政が一体となって推進します。

【主な施策・事業】

④環境整備（重点施策・事業）

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●里山等森林の整備	継続	→	→	→	→			◎	◎
●鳥獣被害対策重点取組地域におけるドローンを活用した地域ぐるみの対策の実施	継続	→	→	→	→	◎		◎	◎
●鳥獣の棲みかとなる荒廃農地の解消（「耕作放棄地・荒廃農地の解消、都市農地（生産緑地）の活用(P.40)」の項に別掲）	継続	→	→	→	→	◎	○	○	○
●鳥獣の誘引要因となる廃果や残さの処理等適切な農地管理の徹底	継続	→	→	→	→	◎	○	○	○
●ヤマビル被害対策の推進	継続	→	→	→	→			○	◎

⑤防除

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
広域獣害防護柵の機能維持	継続	→	→	→	→			○	◎
地域主体によるネットや電気柵等侵入防止策の実施	継続	→	→	→	→	◎		○	○
鳥獣被害を受けにくい農作物の振興	継続	→	→	→	→	◎		◎	○

⑥捕獲（重点施策・事業）

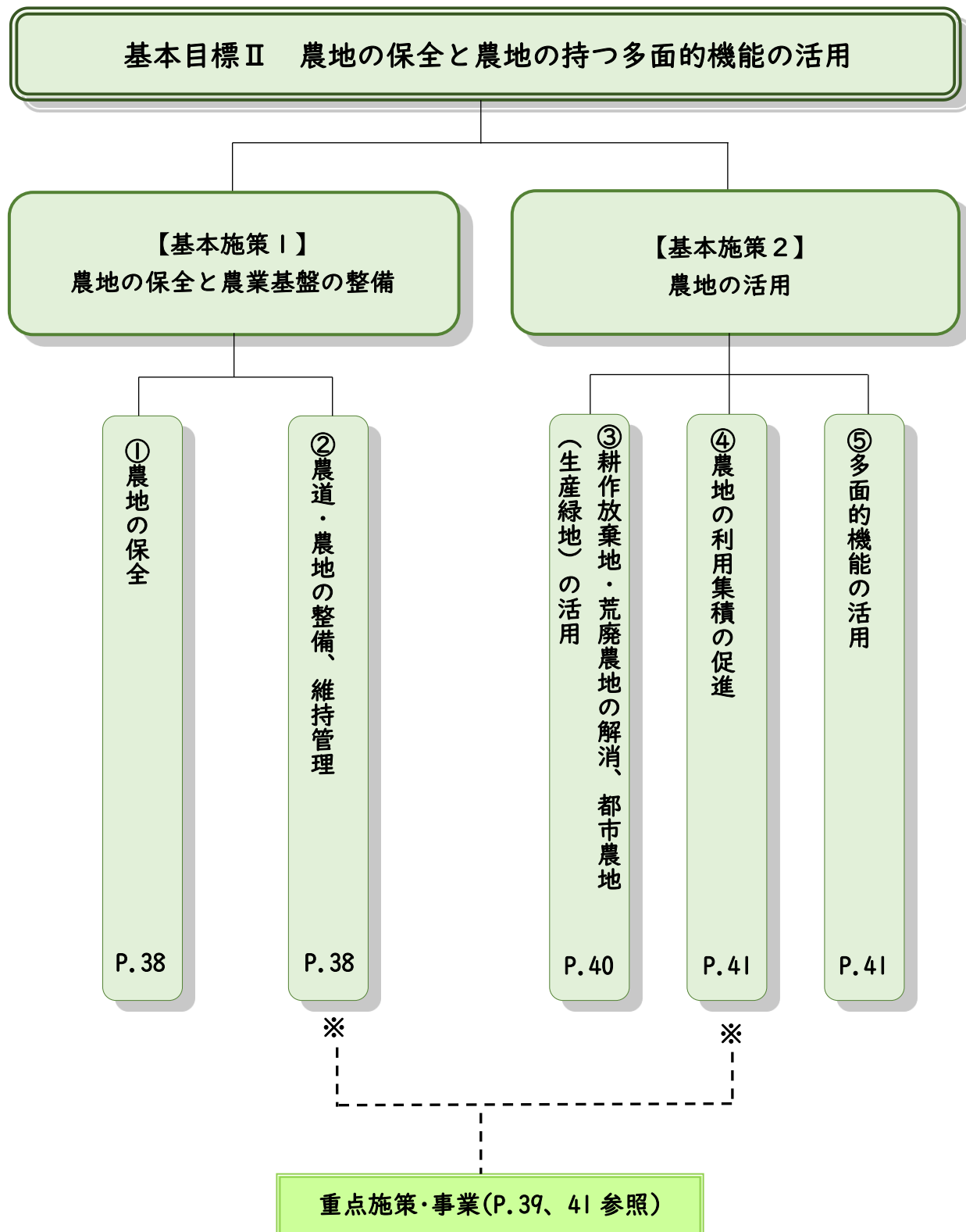
取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8 年 度	9 年 度	10 年 度	11 年 度	12 年 度	農 業 者	市 民	関 係 団 体	行 政
●★わな猟免許取得者への支援	継続	→				◎		◎	◎
箱わなやくくりわな等による駆除	継続	→				◎		○	◎
秦野市鳥獣対策実施隊による適切な処理 及び駆除の推進	継続	→						◎	○
★捕獲鳥獣のジビエ化による適切な処理 の推進	継続	→						◎	◎

【重点施策・環境整備、捕獲】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
4	農業者、地域住民と連携した 鳥獣被害対策を実施します。	鳥獣被害対策重点取組 地域数	12地域	16地域	18地域
5	わな猟免許取得者を増やしま す。	農家戸数に対するわな 免許取得者数の割合	23.6%	25.5%	26.4%

基本目標Ⅱ 農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用【農地】

■施策体系



基本施策Ⅰ 農地の保全と農業基盤の整備

【基本方針】

農地の保全と農業生産基盤整備の推進による農地の耕作環境の向上を図るため、適正管理・整備に努めます。

【主な施策・事業】

①農地の保全

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
農地の持続的活用と農地パトロール、農業委員及び農地利用最適化推進委員等による農地の適正管理指導	継続	→	→	→	→	◎			◎
優良農地の確保・保全	継続	→	→	→	→	○			◎
生産緑地・特定生産緑地の制度の周知	継続	→	→	→	→	◎			○
農業振興地域整備計画の見直し	完了	検討	→	→	着手	○			◎

②農道・農地の整備、維持管理（重点施策・事業）

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●農とみどりの整備事業による農道整備及び農地の簡易な整備に対する支援	継続	→	→	→	→				◎
●農道、水路の簡易な整備及び維持管理	継続	→	→	→	→	◎			◎
新たな農業基盤整備の検討	継続	→	→	→	→	◎			◎
農地の集約化を図るための圃場整備（「農地の利用集積の促進(P.41)」の項に別掲）	継続	→	→	→	→	○			◎

【重点施策・農道・農地の整備、維持管理】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
6	農地の流動化促進と荒廃農地の解消を図ります。	農道の整備延長	478m	678m	748m

基本施策2 農地の活用

【基本方針】

農地の有効活用を図るため、耕作放棄地・荒廃農地の解消や農地の利用集積を促進するとともに、防災空間や教育の場など、都市近郊地域における農地の持つ多面的な機能を有効活用します。

【主な施策・事業】

③耕作放棄地・荒廃農地の解消、都市農地（生産緑地）の活用

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
地域主体の解消活動	継続	→	→	→	→	◎		○	○
市民参加・ボランティアによる耕作放棄地・荒廃農地解消活動の推進 （「市民参加型農業の推進(P.51)」の項に別掲）	継続	→	→	→	→		◎	○	○
解消後の農地利用の促進	継続	→	→	→	→	◎	○	○	◎
担い手育成及び農地利用集積と連動した解消活動の展開(新たな担い手への農地の確保)	継続	→	→	→	→	◎	○	○	◎
鳥獣の棲みかとなる荒廃農地の解消 （「環境整備(P.35)」の項に別掲）	継続	→	→	→	→	◎	○	○	○
★都市農地（生産緑地）の活用	継続	→	→	→	→	◎		○	◎



ボランティアによる耕作放棄地・荒廃農地解消活動

④農地の利用集積の促進（重点施策・事業）

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●地域計画（目標地図）を活用した利用集積	継続	→				◎		○	◎
●農地の貸借、売買情報の把握と農地銀行、農地中間管理機構への登録促進及び農地ナビ、看板制度による情報発信の強化	継続	→				○			◎
●農地銀行や農地中間管理機構等による農地貸借及び売買情報を活用した農地の利用集積の促進	継続	→				◎			◎
農地の集約化を図るための圃場整備（「農道・農地の整備、維持管理(P.38)」の項に別掲）	継続	→				○			◎

⑤多面的機能の活用

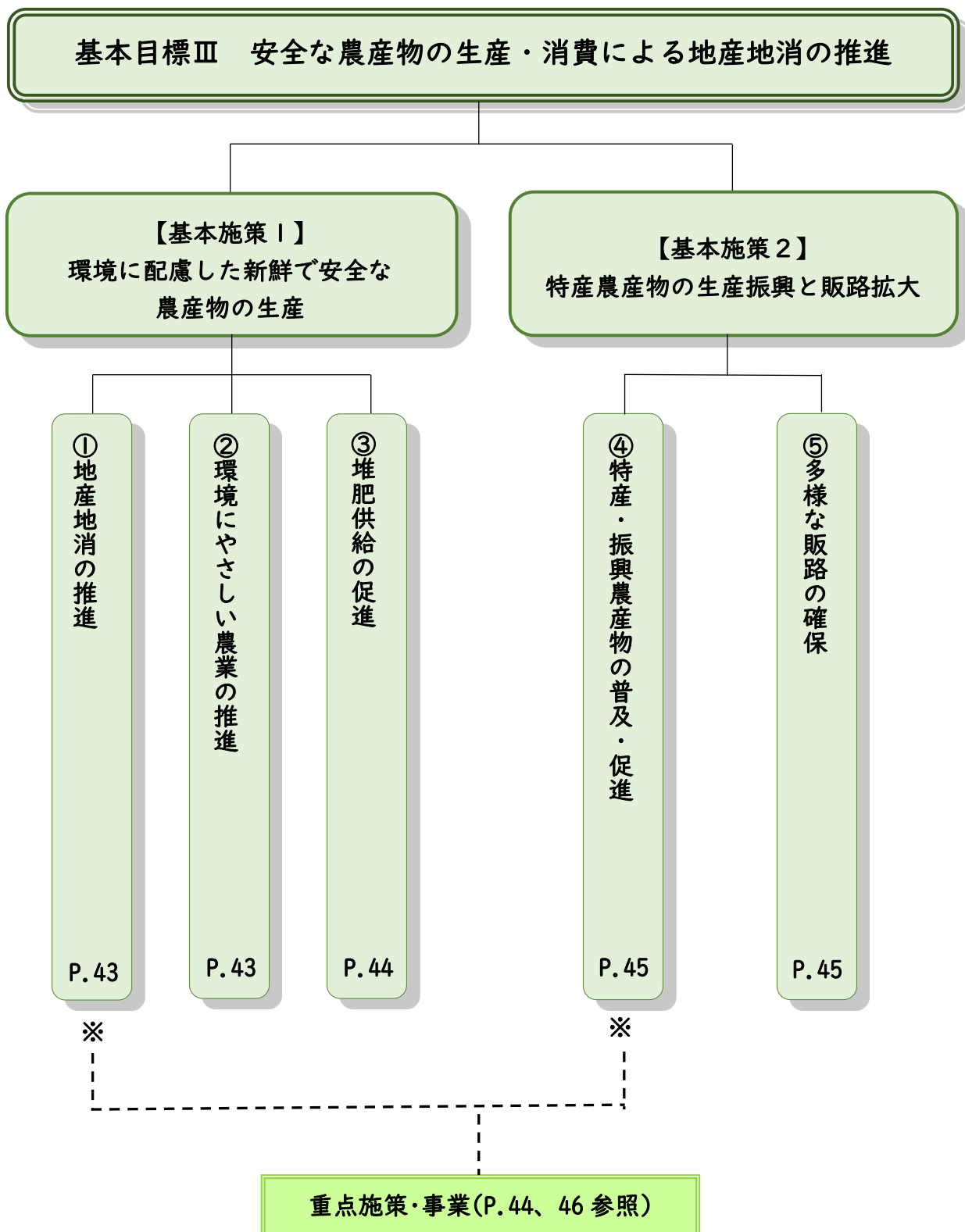
取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
水田かん養事業への活用	継続	→				○			◎
防災協力農地への活用	継続	→				○		○	◎

【重点施策・農地の利用集積の促進】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
7	地域計画を活用した農地の利用集積を促進します。	農業振興地域内の農用地に占める地域農業の担い手（地域計画掲載者）が耕作する農地の割合	14.3%	15.8%	16.5%

基本目標Ⅲ 安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進【生産・販売】

■施策体系



基本施策Ⅰ 環境に配慮した新鮮で安全な農産物の生産

【基本方針】

農産物に対する安全・安心志向が進む中、新鮮で安全な農産物の生産・供給を図るため、農業者・流通関係者・市民が一体となった産地ブランドの構築による地産地消を推進するとともに、有機農業など、環境にやさしい農業の推進を図ります。

【主な施策・事業】

①地産地消の推進（重点施策・事業）

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●地場産農産物のPR及び消費者が求める情報の提供	継続	→						◎	◎
●地場産農産物を応援するはだの産農産物応援サポーター店登録制度の推進	継続	→					○	○	◎
●学校給食における安全・安心で新鮮な地場産農産物の使用率向上に向けた関係団体との連携 （「食農教育の推進(P.50)」の項に別掲）	継続	→				◎		○	◎
●学校給食への食材供給団体の育成・強化	継続	→				◎		○	◎
●農家レストランの設置促進 （「観光農業の促進(P.48)」の項に別掲）	継続	→				◎			◎

②環境にやさしい農業の推進

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
GAP(農業生産工程管理*)や生産履歴記帳による品質確保	継続	→				◎		○	○
★有機農業など、環境にやさしい農業の実践	継続	→				◎		○	◎

*1 GAP…農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動

③堆肥供給の促進

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8 年 度	9 年 度	10 年 度	11 年 度	12 年 度	農 業 者	市 民	関 係 団 体	行 政
耕種農家との連携(堆肥提供者リストの普及、耕種農家での活用促進)	継続	→				◎		○	◎
生ごみ持ち寄り農園の実施 (「市民参加型農業の推進(P.51)」の項に別掲)	継続	→				○	◎		○
★下水汚泥の利用促進	継続	→				◎	◎		◎

【重点施策・地産地消の推進】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
8	はだの産農産物応援サポーター店を増やします。	はだの産農産物応援サポーター協力事業所数	48店	52店	54店



地場産農産物を活用した料理
(はだの産農産物応援サポーター店)

基本施策2 特産農産物の生産振興と販路拡大

【基本方針】

本市の地域特性を生かした多様な農産物の生産振興を図るため、特産農産物の生産維持と加工品を含めた新たな特産品・特産物づくりを促進します。

また、地場産農産物の販路拡大に向けて、直売施設の活性化や量販店・市場、地元飲食店等との提携促進による多様な販路の確保を図ります。

【主な施策・事業】

④特産・振興農産物の普及・促進（重点施策・事業）

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8 年 度	9 年 度	10 年 度	11 年 度	12 年 度	農 業 者	市 民	関 係 団 体	行 政
●地産地消の推進による農産物の産地ブランド化の促進と有利販売の検討	継続	→	→	→	→	○		◎	◎
●特産農産物の生産量維持、生産効率・技術及び品質の向上の促進	継続	→	→	→	→	◎		◎	○
特産農産物加工施設の設置・活用の促進	継続	→	→	→	→	◎		◎	○
新たな起業の促進と起業者への経営・技術面の支援（「多様な担い手の確保・育成（P.32）」の項に別掲）	継続	→	→	→	→	○		◎	◎

⑤多様な販路の確保

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8 年 度	9 年 度	10 年 度	11 年 度	12 年 度	農 業 者	市 民	関 係 団 体	行 政
関係団体との連携による既存直売所施設の利用促進	継続	→	→	→	→	◎		◎	◎
新東名高速道路秦野丹沢SAや周辺における農業関連施設の設置促進	継続	→	→	→	→	○		◎	○
量販店、市場及び飲食店等との提携	継続	→	→	→	→	◎			
農商工連携や農福連携による生産・販路拡大に向けた協議	継続	→	→	→	→	◎	○	◎	○

【重点施策・特産・振興農産物の普及・促進】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
9	特産・振興農産物の普及促進を図ります。	秦野落花生生産者支援事業補助対象者の作付面積	1,302a	1,302a	1,302a



はだのじばさんず

基本目標Ⅳ 農業に対する理解の促進と交流の活性化【市民交流】

基本目標Ⅳ 農業に対する理解の促進と交流の活性化

【基本施策Ⅰ】
観光農業等の促進

① 体験型農業の促進

P. 48

※

② 観光農業の促進

P. 48

【基本施策Ⅱ】

農業者と市民との交流推進による
農空間づくり

③ 食農教育の推進

P. 50

※

④ 食育活動を通じた農業理解の促進

P. 50

⑤ 交流事業の展開、食農情報の発信

P. 51

⑥ 市民参加型農業の推進

P. 51

重点施策・事業(P. 49、52 参照)

基本施策Ⅰ 観光農業等の促進

【基本方針】

本市の地域特性と地域資源を生かした観光農業等を促進し、農業・農産物に対する理解を深めるため、各種掘り取り・摘み取り観光やオーナー制度などの体験型農業、観光農業資源の促進を図ります。

【【主な施策・事業】

①体験型農業の促進（重点施策・事業）

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●摘み取り・もぎ取り観光（落花生、さつまいも、いちご、みかん等）の実施及び新規団体の育成	継続	→	→	→	→	◎	○	◎	○
●農園ハイクの実施	継続	→	→	→	→	◎	○	○	◎
●オーナー制度の推進	継続	→	→	→	→	◎	○	◎	○
既存果樹園等の観光農園化の促進	継続	→	→	→	→	◎		○	○

②観光農業の促進

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●農家レストランの設置促進 （「地産地消の推進(P.43)」の項に別掲）	継続	→	→	→	→	◎			◎
●表丹沢魅力づくり構想に基づく観光農業の推進	継続	→	→	→	→	◎		○	◎
●弘法山や頭高山など、観光拠点と連動した観光農業の推進	継続	→	→	→	→	◎		○	◎
農業・農村体験や文化交流等の余暇活動の実施・検討	継続	→	→	→	→	◎		◎	◎
観光農業情報の発信	継続	→	→	→	→	○		◎	◎
新東名高速道路秦野丹沢SIC周辺における観光農業の推進	継続	→	→	→	→	◎		○	◎

【重点施策・体験型農業の促進】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
10	観光農業の取組を促進します。	体験型農業入込客数	34,280人	34,500人	36,600人



農園ハイク

基本施策2 農業者と市民との交流推進による農空間づくり

【基本方針】

農業・農地や食の重要性を市民に伝え、農業に対する支援が得られる環境を整えるため、食育・食農教育の推進や市民との交流事業の展開を図ります。

また、市民が農業に参加できる環境を整え、市民との協働による農空間づくりを促進するため、市民農園等を活用した市民参加型農業を推進します。

【主な施策・事業】

③食農教育の推進（重点施策・事業）

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●学校、幼稚園及び認定こども園等を通じた食農教育の推進	継続	→	→	→	→	○		◎	◎
●学校給食における安全・安心で新鮮な地場産農産物の使用率向上に向けた関係団体との連携 (「地産地消の推進(P.43)」の項に別掲)	継続	→	→	→	→	◎		○	◎
●生産者によるこども・保護者を対象にした農業体験事業の推進	継続	→	→	→	→	◎	◎	○	○
●学校農園の活用	継続	→	→	→	→	○		○	○

④食育活動を通じた農業理解の促進

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
第4次はだの生涯元気プラン(秦野市食育推進計画)に基づく、食育の推進	継続	→	→	→	→	○	○	○	◎
健全な食生活、食文化等への理解を促す各種講座・事業の実施	継続	→	→	→	→	○	○	◎	◎
食育に関わる組織との連携強化	継続	→	→	→	→	○	○	◎	◎

⑤交流事業の展開、食農情報の発信

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8 年 度	9 年 度	10 年 度	11 年 度	12 年 度	農 業 者	市 民	関 係 団 体	行 政
畜産PR・食と農のふれあいフェスタ・農産物品評会等の各種イベントの推進	継続	→				◎	○	◎	◎
田原ふるさと公園の利用促進	継続	→				◎	○	○	○

⑥市民参加型農業の推進

取 組 内 容	年度スケジュール					推進主体			
	8 年 度	9 年 度	10 年 度	11 年 度	12 年 度	農 業 者	市 民	関 係 団 体	行 政
はだの市民農業塾（基礎セミナーコース）の実施	継続	→				○	○	◎	◎
援農・荒廃農地解消等積極的な農業への参画と農業に参画する市民グループの確保	継続	→					◎		◎
市民農園の利用促進	継続	→				◎	◎	◎	◎
新たな市民農園の開設促進	継続	→				◎			◎
市民参加・ボランティアによる耕作放棄地・荒廃農地解消活動の推進（「耕作放棄地・荒廃農地の解消、都市農地（生産緑地）の活用(P.40)」の項に別掲）	継続	→					◎	○	○
援農事業の実施	継続	→				○	◎	○	○
農福連携、援農ボランティアの活用による労働力の確保（「農業経営の安定対策(P.33)」の項に別掲）	継続	→				○	○	◎	○
生ごみ持ち寄り農園の実施（「堆肥供給の促進(P.44)」の項に別掲）	継続	→				○	◎		○

【重点施策・食農教育の推進】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
11	こどもが農業に親しむ取組を推進します。	小学生・親子農業体験事業(*1)及び学校等における食農教育の実施回数	140回 (平均値)	140回	140回 (*2)

*1 親子農業体験事業…秦野市食生活改善推進団体が実施するアイデア料理コンテストや地場産野菜教室、経営士会が実施する小学生農業体験及び農協が実施するちゃぐりんスクール（農協が食農教育の一環として毎年実施している事業で、こどもたちに食べ物や農業を通じて地域の文化を伝えている）

*2 計画期間中（令和8年度から令和12年度）の毎年度の実施回数